

# 三重県立相可高等学校 生徒心得

## 1 学校生活について

### (1) 登下校について

- ① 始業時までには登校し、授業の準備を整える。
- ② 突発的な欠席や遅刻をする場合は保護者から、すぐ一で連絡をするか、当日午前 8 時 00 分から午前 8 時 30 分までに電話で学校に連絡する。
- ③ 遅刻した場合は、生徒指導部に遅刻届を取りに行き、担任または授業担当者に提出する。
- ④ 登校後、やむを得ず早退や外出が必要な場合は、担任等の許可を受ける。
- ⑤ 完全下校時刻(午後 7 時 30 分、考査期間は別に定める)を厳守する。

### (2) 授業及び休み時間について

- ① 各休み時間の間に、次の授業の準備を整える。
- ② 教室以外での授業や集会等で移動する場合は、休み時間中に移動する。
- ③ 授業で与えられた課題や宿題にしっかり取り組み、提出期限を厳守する。
- ④ 始業時から終業時までの間は、無断で校外に出てはならない。やむを得ない事情がある場合は生徒指導部の許可を受ける。
- ⑤ 保健室で休養した場合は、その旨を担任または授業担当者に報告する。

### (3) 考査について

- ① 座席は指定された場所に着席する。
- ② 教科書、ノート、プリント、情報機器等(スマートフォン、スマートウォッチ・スマートグラス・ワイヤレスイヤホンなどのウェアラブル端末等)は鞆に入れるか、ロッカー等にしまい、机の中は空にする。
- ③ 特に指示のない場合を除き、机上には筆記用具と消しゴムのみとすること。ティッシュを使用する際は、テスト監督の教職員に申し出て、事前に許可を得る。
- ④ 不正行為や不正行為を疑われる行為はしない。
- ⑤ 体調不良等、やむを得ない理由を除き、途中退室は禁止する。
- ⑥ 考査発表日から考査最終日の前日までは、原則、部活動は禁止する。

### (4) 校内生活について

- ① 部活動時を除き、校内では制服を正しく着用する。
- ② 校内校外問わずスマートフォンの使用はマナーを守るとともに、授業中は電源を切り使用しない。
- ③ 持ち物は自己管理を徹底し、学用品その他所持品にはすべて記名する。貴重品は常に身に付けるか、鍵付きロッカーを積極的に利用する。
- ④ 危険な刃物、火薬類、劇毒物、娯楽物等、学習に不必要な物品を持参したり所持したりしない。
- ⑤ 生徒相互間の金銭、物品の貸借は避ける。
- ⑥ 教室、ロッカー、部室等の整理整頓を心がけ、指定場所以外に私物を置かない。

- ⑦ 本校指定のスリッパは、緊急時以外上下兼用しない。
- ⑧ 避難経路や避難方法を確認し、緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。
- ⑨ 学校内にポスター等を掲示する際は、生徒指導部に事前に申し出て許可を受ける。

#### (5)懲戒について

以下の行為は、懲戒(処分としての懲戒、指導としての懲戒)対象となる。

##### ① 犯罪行為

暴行・傷害、恐喝・金品強要、万引き・窃盗、占有離脱物横領、不正乗車、強盗、わいせつ行為(盗撮含む)、薬物関連取締法違反等

##### ② 不良行為

飲酒・喫煙、喫煙具所持、飲酒喫煙同席、喧嘩・乱暴、いじめ、青少年育成条例違反、深夜徘徊、怠学、無断外泊・家出、不健全娯楽(パチンコ・賭博等)、迷惑行為、凶器所持、たかり等

##### ③ 校内規則

対教師暴力、無断アルバイト、器物損壊(故意による)、考査等不正行為、指導妨害・暴言・指導拒否等

##### ④ 交通関係

無免許運転、免許無断受験・取得・運転、自動車学校無届入校、単車二人乗り、暴走行為等

##### ⑤ その他

選挙違反行為等

## 2 校外生活について

### (1)生活の基本について

- ① 本校生徒としての自覚と誇りを持ち、健全な生活を送る。
- ② 外出する際は、行き先、用件、帰宅時間等を保護者に伝え、了解を得る。また、友人宅といえども外泊は避ける。やむを得ず外泊する場合は、必ず保護者の許可を受ける。
- ③ 県の青少年健全育成条例で定める通り、夜間の外出(午後 10 時から午前 5 時まで)は慎む。
- ④ 休日や長期休業中においても、規則正しい生活習慣を心がける。
- ⑤ 住所変更等、家庭状況に変化があった際は、速やかに担任に申し出る。

### (2)アルバイトについて

アルバイトは学業優先という理由から勧めないが、アルバイトが必要な生徒は休日及び長期休業中に限り、保護者の責任のもと、届けを提出し行うことができる。アルバイトを希望する生徒は保護者と十分に相談した後、担任に申し出るとともに、担任に「アルバイト届」を提出し、次のことを厳守する。

- ① 学校生活に支障をきたさない。
- ② 危険な機械や装置を扱う業務、アルコール類を提供する業務等、高校生が従事することが不適切であると判断される業務のアルバイトは禁止する。
- ③ 勤務条件(勤務時間・時給・勤務内容等)が、法令に反している業務のアルバイトは禁止する。

- ④ 考査期間中のアルバイトは禁止する。
- ⑤ 1 年生 1 学期の間は高校生活に慣れることを最重点に考え、アルバイトは禁止する。

### 3 服装・身だしなみについて

#### (1)制服

- ① 登下校時は、学校指定のブレザー、スラックス・スカート(夏用・冬用)、シャツ・ブラウス(長袖・半袖)、ネクタイ・リボン、ベスト、セーターを正しく着用する。
- ② 入学式・卒業式・始業式・終業式等の式典やその他教職員の指示がある場合には、基本型(正制服)を着用する。
- ③ 衣替え期間は設けないが、各自が時期や気候等に応じて学校指定の制服を着用する。
- ④ 制服の加工や変形は行わない。
- ⑤ 制服の新調や修理、譲り受け等の場合は、事前に生徒指導部に申し出る。
- ⑥ やむを得ず異装しなければならない場合は、生徒指導部に申し出る。

#### (2)靴下、タイツ、ストッキング

華美でないものを着用する。

#### (3)通学靴

指定靴はないが、教科書・ノート等を持ち運ぶのに適した靴を使用する。

#### (4)通学靴

運動靴又は革靴とし、安全に通学できる靴を使用する。

#### (5)防寒着

- ① 防寒着とは寒さや風を防ぐ機能を有するもので、服装の一番外側に着用するものを指す。
- ② 特に色や素材の指定は設けないが、奇抜な柄・デザインのもの着用を禁止する。
- ③ 制服が全て隠れてしまう長さのものは、安全のためにも着用を禁止する。
- ④ 教室内での着用は不可とするが、教室移動時や学習スペースでの着用は可能とする。
- ⑤ 着用可能な期間は 11 月から 3 月までとし、それ以外の期間はブレザーや学校指定のセーター等で対応する。

#### (6)頭髪

- ① 染色やパーマ等、生まれつきの髪を加工しない。
- ② 奇抜で極端な髪型等、不自然な髪型は禁止する。

#### (7)化粧

禁止する。

#### (8)装飾品(マニキュア、ヘアエクステンション、ピアス、指輪、ネックレス等)

禁止する。

### 4 通学について

(1)交通法規やマナーを遵守し、常に安全に留意する。

(2)自転車通学を希望する生徒は、以下のことを厳守する。

- ① 「駐輪場利用登録票」に必要事項を記入し、事務室にステッカー代金 200 円を納めること。

その後「駐輪場利用登録票」を生徒指導部に提出、ステッカーをもらい、後部反射鏡付近や泥除け部分に必ずステッカーを貼る。

- ② 生徒指導部が実施する自転車点検を必ず受けること。なお入学後、初めての自転車点検では、雨合羽も持参し確認を受けること。
  - ③ 雨天時は雨合羽を着用し、傘さし運転は行わない。
  - ④ 防犯登録を行う。
  - ⑤ 自転車保険に加入する。
  - ⑥ 学校では校内所定の駐輪場に施錠(できればツーロック)し、駐輪すること。
  - ⑦ 可能な限りヘルメットを着用すること。
  - ⑧ 自転車を再度購入した場合も、同様の手続きを行うこと。
- (3) 登下校時における二輪車の使用は、原則として禁止する。ただし、以下のいずれかに該当し原動機付自転車(125 cc以下)を使って通学を希望する生徒は、学校に申し出て許可を受ける。許可を得た場合でも最寄りの駅やバス停までとする。
- ① 公共交通機関及び自転車の利用が極めて困難な地域からの通学等で、校長が特にやむを得ない事情があると認める場合。
  - ② その他校長が特に必要と認める場合。
- (4) 電動キックボードでの登下校は禁止する。

## 5 運転免許取得について

### (1) 普通自動車運転免許について

- ① 在学中は原則、普通自動車運転免許の取得を禁止する。ただし、進路先が決定している3年生で学校が示す条件を満たす場合には、生徒指導部に「自動車学校入校許可申請書」を提出し、「自動車学校入校許可書」を受けることで、自動車学校への通学を許可する。
- ② 自動車学校への入校は11月1日以降とする。
- ③ 自動車学校の教習は、放課後及び土曜日・日曜日・祝日とする。ただし、定期考査発表日から考査終了日の前日までの期間や学校行事のある日の教習を禁止する。
- ④ 平日に修了検定の受検を希望する生徒は、「修了検定受検許可申請書」を事前に生徒指導部に提出し、「修了検定受検許可証」を受ける。ただし、本試験の受験は原則卒業後とし、在学中の四輪車および二輪車の運転は禁止とする。
- ⑤ 合宿での運転免許取得は禁止する。

### (2) 二輪車運転免許について

- ① 在学中は原則、二輪車運転免許の取得を禁止する。ただし、「4 通学について(3)」で通学を許可された生徒は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、原動機付自転車(125cc以下)運転免許を取得することができる。
- ② 就職が決まり、二輪車運転免許(125ccを超えるもの)を取得する必要があるなど、正当な理由があると校長に認められた場合は、生徒指導部で所定の手続きを行った後、二輪車運転免許を取得することができる。
- ③ ①②に該当しない場合は、その都度審議し決定する。

## 6 生徒心得(校則)改訂の手続きについて

(1) 生徒心得(校則)は、生徒が健全な学校生活を送り、より良く成長・発達していくために、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目標の実現という観点から校長が定めるものである。この趣旨にのっとり、生徒心得(校則)の改訂を行う場合は、次の手続きをするものとする。

- ①生徒会は、生徒一人ひとりの意見を集約し、生徒会等で議論したうえで、改訂案を生徒指導委員会に提案することができる。
- ②生徒指導委員会は、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、学校教育目的に照らし、毎年生徒心得(校則)の見直しを行うものとし、生徒会から提出された改訂案の議論を含め、教職員、保護者等の意見を聴取し検討する。
- ③校長は、検討された内容に基づき、適切と判断する場合は、生徒心得(校則)の改訂を決定し、生徒及び保護者に周知する。

(2024(令和6)年2月14日改訂)

(2026(令和8)年3月19日改訂)